

平成20年さいたま市議会9月定例会提出議案一覧

合計29件（予算議案5件・決算議案4件・条例議案9件・一般議案9件・道路議案2件）

《予算議案》

議案第107号 平成20年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

議案第108号 平成20年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第109号 平成20年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第110号 平成20年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第111号 平成20年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第2号）

《決算議案》

議案第112号～議案第115号 決算の認定について

（内容）

- ・ 平成19年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・ 平成19年度さいたま市水道事業会計決算の認定について
- ・ 平成19年度さいたま市病院事業会計決算の認定について
- ・ 平成19年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について

《条例議案》

議案第116号 さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・市民局市民部区政推進課）

さいたま都市計画事業島町東部土地区画整理事業の完了に伴い、当該土地区画整理事業の換地処分公告及び町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成20年7月19日から町の区域が新たに画されたことにより、所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 区域の表記の変更
 - ・ 見沼区の区域に「島町1丁目及び島町2丁目」を加えるもの。

（施行期日） 公布の日

議案第117号 さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部総務課）

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正
 - ・ 条例で引用している地方自治法「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改めるもの。
- 2 さいたま市議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正
 - ・ 題名及び条例の規定中「報酬」を「議員報酬」に改めるもの。
- 3 さいたま市議会の議員の報酬等の支給の一時差止め等に関する条例の一部改正
 - ・ 題名及び条例の規定中「報酬」を「議員報酬」に改めるもの。

- 4 さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
 - ・ 条例で引用している地方自治法「第203条」を「第203条の2」に改めるもの。
- 5 さいたま市特別職報酬等審議会条例の一部改正
 - ・ 「報酬」を「議員報酬」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第118号 公益法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 公益法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の一部改正
 - ・ 整備法による公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、題名及び条例の規定中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、その他法人に係る規定の整備を行うもの。
- 2 さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正
 - ・ 整備法による民法の一部改正に伴い、墓地等を経営しようとする者の要件のうち、民法の規定による法人を、公益社団法人又は公益財団法人に改めるもの。
- 3 さいたま市認可地縁団体印鑑条例の一部改正
 - ・ 整備法による地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。
- 4 さいたま市職員定数条例及びさいたま市職員公務災害見舞金支給条例の一部改正
 - ・ 公益法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の題名改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成20年12月1日

議案第119号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 個人市民税関係
 - (1) 寄附金税制の拡充
 - ・ 個人市民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、適用下限額5,000円を超える部分について、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みを導入するもの。
 - (2) 公的年金からの特別徴収制度の導入
 - ・ 平成21年10月支給分の公的年金から個人市民税の特別徴収を実施するもの。
 - (3) 証券税制の改正
 - ア 上場株式等の譲渡所得等に係る軽減税率を平成20年12月31日をもって廃止し、特例措置として平成22年度及び平成23年度は、500万円以下の部分の譲渡益に

ついて軽減税率の1.8パーセントを適用するもの。

イ 上場株式等の配当所得について申告分離課税を創設し、これを選択した場合、特例措置として平成22年度及び平成23年度は、100万円以下の部分の配当所得について軽減税率の1.8パーセントを適用するもの。

ウ 平成22年度以後の個人市民税について前年中又は前年前3年以内に生じた上場株式等の譲渡損失と配当所得との間で損益通算を行えるようにするもの。

2 法人市民税関係

- ・ 公益法人制度改革に伴う均等割の改正
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人について、最低税率を適用するもの。

3 固定資産税関係

- ・ 公益法人制度改革に伴う、非課税規定に係る申告規定の整備
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人等が設置する一定の施設について非課税とするため、申告規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成21年4月1日等

議案第120号 さいたま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局財政部用地管財課)

地方自治法の一部改正により行政財産の貸付の範囲が拡大されたこと等に伴い、所要の改正を行うもの。

- ・ 行政財産の無償貸付等

(1) 行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定しようとする場合に、無償又は時価よりも低い価額で行うことができる規定を設けるもの。

(2) 普通財産の無償貸付等の規定を明確化するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第121号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税の特例を規定する等の所要の改正を行うもの。

(内容)

1 上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例

- ・ 上場株式等の配当等に係る配当所得がある世帯主等が申告分離課税を選択したときは、国民健康保険税の所得割額の算定又は均等割の減額の算定の基礎となる所得の金額に当該配当所得の金額を加えることを規定するもの。

2 規定の整備

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る課税の特例に関する規定中「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に改めるもの。

(2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る課税の特例に関する規定中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改めるもの。

(施行期日) 平成22年1月1日(2(2)については、公布の日)

議案第122号 さいたま市生活環境の保全に関する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

生活環境の保全に関する施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 生活環境の保全に関する基本的施策

- ・ 事業者及び市民の環境への負荷の低減に係る指針等を定めるもの。

2 環境負荷低減計画の作成

- ・ 大規模事業者に対し、環境負荷低減計画の作成及び公表を義務付けるもの。

3 建築物環境配慮計画の作成

- ・ 一定規模以上の建築物の新築等をしようとする者に対し、建築物環境配慮計画の作成、報告及び公表を義務付けるもの。

4 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

- ・ 自動車の使用者等の責務及びアイドリング・ストップの推進に関する事項を定めるもの。

5 公害等に関する規制等

(1) ばい煙等の公害に関する規制等

ア 水質汚濁の防止

- ・ 汚水等に係る指定施設を設置している者に対し、排水に関する規制等を定めるもの。

イ 悪臭規制

- ・ 工場又は事業場において発生する悪臭の排出について、事業者の遵守規定を定めるもの。

ウ 夜間営業騒音の規制

- ・ 夜間において飲食店等の営業を行う者に対し、騒音の発生に関する規制を定めるもの。

(2) 建築物等の解体等に伴う石綿の飛散防止

- ・ 石綿含有建築材料が使用されている建築物その他の工作物の解体等の作業基準等を定め、事前調査、石綿の飛散濃度の測定等を義務付けるもの。

(3) 土壌汚染対策

- ア 汚染土壌の処理又は汚染の拡散の防止の措置を命じられた特定有害物質取扱事業者に対して住民周知を義務付けるもの。

- イ 特定有害物質取扱事業所の廃止、当該事業所の建物又は貯蔵していた施設の除却時に当該敷地の土壌汚染調査を義務付けるもの。

(4) 光害の防止

- ・ 光害の防止に係る努力義務を定め、サーチライト等の使用を原則として禁止するもの。

(5) 事故時等の措置

- ・ 事業者に対し、工場等における事故の発生により、大気汚染又は汚水等による生活

環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるときの応急措置及び報告を義務付けるもの。

6 生活環境の保全に関する責任者の設置

- ・ 事業者環境負荷低減主任者を、工場又は事業場を設置している者に公害防止監督者等を、それぞれ選任及び設置の届出を義務付けるもの。

7 罰則

- ・ 規制基準に適合しない計画を届け出たばい煙等の指定施設の設置者に対する計画の変更又は廃止の命令その他の条例の規定に違反する者に対し、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する等の罰則規定を設けるもの。

8 経過措置

- (1) 施行日の前日までに埼玉県生活環境保全条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は相当規定によりなされたものとみなすもの。
- (2) 本条例の施行日前に埼玉県生活環境保全条例の適用外であった者で、本条例の施行により新たに規制を受けることとなるものについて、一定の期間、本条例を適用しないこととするもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

議案第123号 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部産業廃棄物指導課)

産業廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用及び適正処理の一層の推進を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 産業廃棄物の多量排出事業者に関する義務

- ・ 産業廃棄物の多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量その他適正な処理並びに産業廃棄物の処理計画の作成及び当該処理計画の実施状況の報告を義務付けるもの。

2 一般廃棄物管理責任者等の業務

- ・ 一般廃棄物管理責任者及び産業廃棄物管理責任者に対し、廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を定めるもの。

3 勧告及び公表

- ・ 処理計画の作成等をしない産業廃棄物多量排出事業者に対して、産業廃棄物の減量及び適正な処理を行わせるため、勧告及び公表の規定を設けるもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

議案第124号 さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市施設課)

駐車環境の現状に係る実態調査及び駐車場法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 自動車用駐車施設の原単位の見直し

- ・ 原単位の見直しにより、特定用途の原単位を1台当たり「150平方メートル」から「200平方メートル」に改めるもの。

- 2 荷さばきのための自動車用駐車施設の適用区域の追加
 - ・ 適用区域に「大宮駅周辺地区の商業地域及び近隣商業地域」を追加するもの。
- 3 自動二輪車用駐車施設の附置義務の設定
 - ・ 駐車場法の一部改正で自動車の定義に自動二輪車が含まれたことにより、自動二輪車用駐車施設の附置義務を新たに設定するもの。

(施行期日) 平成21年4月1日

《一般議案》

議案第125号 盆栽関連施設建設（建築）工事請負契約について

(所管課所・市民局生活文化部文化振興課文化施設建設準備室)

(内容)

- 1 契約の目的
盆栽関連施設建設（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
8億1,795万円
- 4 契約の相手方
佐伯・スミダ特定共同企業体

議案第126号 さいたま市立桜木小学校校舎改築（建築）工事請負契約について

(所管課所・教育委員会管理部学校施設課)

(内容)

- 1 契約の目的
さいたま市立桜木小学校校舎改築（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
8億9,040万円
- 4 契約の相手方
三ツ和・共栄特定共同企業体

議案第127号 財産の取得（消防団消防ポンプ自動車（CD-I型））について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

消防団の消防ポンプ自動車を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるもの。

(内容)

- 1 物件の表示
消防団消防ポンプ自動車（CD-I型） 7台
- 2 取得先
埼玉消防機械株式会社中央営業所

3 取得額

9, 481万5, 000円

議案第128号 財産の取得（消防ポンプ自動車（CD-I型））について

（所管課所・消防局警防部警防課）

消防署及び出張所の消防ポンプ自動車を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるもの。

（内容）

1 物件の表示

消防ポンプ自動車（CD-I型） 5台

2 取得先

株式会社モリタ東京ポンプ営業所

3 取得額

1億5, 487万5, 000円

議案第129号 財産の取得（救助工作車（II型））について

（所管課所・消防局警防部警防課）

レスキュー隊が搭乗し、あらゆる救助事案に対応できる救助資機材を積載した救助工作車を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるもの。

（内容）

1 物件の表示

救助工作車（II型） 1台

2 取得先

埼玉消防機械株式会社中央営業所

3 取得額

9, 198万円

議案第130号 財産の取得（高規格救急自動車）について

（所管課所・消防局警防部警防課）

消防署及び出張所の高規格救急自動車を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるもの。

（内容）

1 物件の表示

高規格救急自動車 4台

2 取得先

埼玉トヨタ自動車株式会社

3 取得額

1億907万4, 000円

議案第131号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告等にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第132号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告等にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第133号 さいたま市土地開発公社の定款の変更について

(所管課所・財政局財政部用地管財課)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正され、監事の職務に係る規定の整備が行われること等に伴い、さいたま市土地開発公社の定款を変更することについて、同法第14条第2項の規定により議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第134号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	5路線	
開発	9路線	計14路線

議案第 1 3 5 号 市道路線の廃止について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	1 路線	
開発	3 路線	計 4 路線